

おおしま みちひと
旧金田町議会議員として約10年在職
旧金田町町長

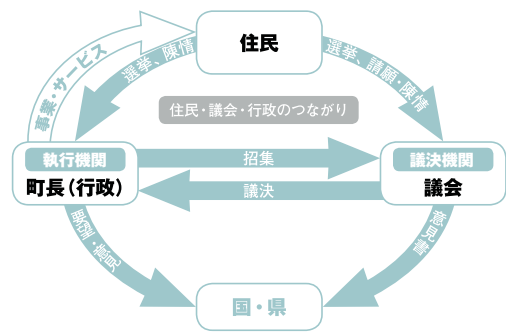


Michihito Ooshima

議長という重責を受けるにあたり、身の引き締まる思いです。昨年3月6日に福智町が誕生し、はや1年が過ぎましたが、合併の効果はまだまだあらわれていないと思います。各地域の特性を生かしながら、旧町の壁を越え、共同してまちづくりをしていくことは、難しいことではありますが、推し進めなければなりません。

行財政改革は待たなしです。この数年間で福智町にとって勝負の年となります。行政と住民とのパイプ役として、行政と協力し、時には行政に対して苦言を呈しながら、自立できるまちづくりをめざし、粉骨砕身、力を尽くしてまいりたいと決意しております。住民のみなさんご指導ご協力をお願いします。

福智町議会議長 **大島 道人**



FUKUCHI TOWN ASSEMBLY

福智町議会

住民の代表による町の意思決定機関

住民が公選した議員によって構成された、住民の意思を代表する合議制の機関、町議会。ここで町の意思が決定されます。



5月8日 臨時会

4月22日の町議会議員の改選に伴い、「平成19年第2回福智町議会臨時会」が5月8日に開かれ、議長に大島道人議員、副議長に皆川高司議員が決定しました。

正・副議長 あいさつ

改選後の初議会では、正・副議長の選挙のほか、議席の指定、各常任委員会・議会運営委員会委員の選任、組合議会議員・行政委員会委員の選出などが行われました。



みなかわ たかし
旧赤池町議会議員として約7年在職
平成18年3月から福智町議会議員

新生議会の副議長を拝命し、その重責を痛感しています。福智町の素地づくりにあたるこの時期は、長期的な視野から見て最も重要な期間です。行財政改革をはじめとする課題の解消と、町浮揚につながる魅力と個性の活用が肝要だと認識しています。微力ではありますが、議会運営の一助となるべく、鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

福智町議会副議長 **皆川 高司**



二 議会の仕組み

町議会とは、住民から選ばれた議員で構成され、町の条例や予算などの重要な事項を審議し、決定する唯一の機関です。町の条例により、福智町議会の議員定数は20人で、任期は4年です。
議会が「議決機関」と呼ばれるのに対し、議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが、町長に代表される行政であり、「執行機関」と呼ばれています。議会と行政は互いに独立した立場で考えを出し合いながら、住民生活の向上に努めています。

議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会の事務を指揮・監督し、会議の運営や議事を進行するほか、議会を代表して対外的な連絡や協議を行います。副議長は議長を補佐し、議長が欠けた時に議長の代わりを務めます。

議会の役割と権限

■議員の発言権：議会は言論によって事を決する場であることから、議員の発言は最も基本的で重要な行為です。主なものに「質疑」「討論」などがあり、質疑の回数は原則として3回までとされ、本会議での発言は議長の許可が必要になります。

■議決／議決権：町長などの執行機関に対して、議会は町の議事機関、意思決定機関として存在しています。町長が提案した案件(条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結、財産の取得、処分など)について審議し、その可否を表明することが議会の最も重要な職責です。

■選挙と選任の同意：議長・副議長、選挙管理委員を選挙します。町長は副町長・教育委員・監査委員などを選任するとき、議会に同意を求めます。

■請願や陳情の審査：住民の要望や意見を町政に反映させるため「請願書」や「陳情書」を受け付けて審査します。

■意見書の提出と決議／意見表明権／意見書提出権：町議会の意思を明らかにするために「決議」を行います。また、町だけの施策では解決が困難な問題について、議会の意思をまとめた意見書を国や県などに提出し、その改善や解決を求めます。

■町政のチェック／調査権／検査・監査の請求権：一般質問や委員会での報告などを通じて、町政の方針や公平・公正で効率的な行政運営が行われているかを住民の代表としてチェックします。また、町の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができるほか、町の事務に関する書類や計算書を閲覧したり、金銭出納の執行状況を検査したり、町の監査委員に監査を求めると、町政を監視する役割と権限をもっています。